

## 北一輝の辛亥革命電文集について：内田家資料による（承前）

西尾，陽太郎

<https://doi.org/10.15017/2235982>

---

出版情報：史淵. 107, pp.91-117, 1972-02-29. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# 北一輝の辛亥革命電文集について

—内田家資料による—（承前）

西 尾 陽 太 郎

## 1

一九一一年十月末から十一月十八日に至る北一輝の十三通の「辛亥革命報告書簡」に関連し、かつ、それ以後翌年三月に至る諸状況を展開して見せるのが、内田家所蔵の「辛亥革命電文集」である。その五十八通中、北の発信分は三十六通で、以下はそれらに関する考察である。（前号には電文総数五十九通としたが、いま五十八通に改める。）

十一月十四日、北と宋とが南京に到着した時、南京城は黄龍旗に満たされていた。しかし、十二月二日には、その南京も光復を達成して、四日には南京中央臨時政府が成立する。この間の事情は「東亜先覚志士記伝」によれば次のようであった。

南京は、はじめ両江総督張人駿の指揮下にあったが、やがて張勳の指揮に移された。武漢を回復した官軍としては、その大兵を南京の確保に向け得る情況にあつたにかかわらず、それを敢えてしなかつたのは、袁世凱が十一月十九日以後、南北妥協に「腐心」していたことによる。革命軍側では、黄興の子息の黄一欧が南京攻略の指揮をとり、その大奮戦が伝えられたが、その戦略は岡本柳之助の授けるところであり、また中田群次・松本蔵次・長江清介らの支援があつた。その革命軍側の攻撃に対し、城内の官軍中に内応者が出たため、張勳は、食糧欠乏の問題もあって、南京を放棄した。

この間の北の行動については、彼の報告書簡にも、電文集にもこれを見出すことはできない。ただ、彼の「外史」には

南京攻略に対する彼の態度を「軍事的素養も興味も有せざる不肖は、南京が隣省聯合軍の如何なる戰略戦況の下に陥落したるかは、当時より知らず、また知るの価値なきことなり」と突き放していつているだけである。しかしこれに附随した事実として次のように述べていることは注目すべきであろう。即ち、「不肖の紹介により聯合軍の隊中に加はりし二三俠骨君」が、南京攻略に焦慮する余り、却って「燕飲流連」して戦列から離れ、その陥落の報すらかえって北から「醉眼呆開」の体でいた彼らに伝えられ、北は彼等を一喝したという。この「二三の俠骨」が果して中田・松本・長江などに相当するか否か、明らかでないが、とにかく北としては、彼自身懸命に革命軍への支援に熱中すればする程、他の日本人側の支援が皆無かつ無益なものに思われ、この革命に対して日本から彼らに何の売るべき恩もない事を再確認したのである。『実に武漢の起義において、上海の関門に於て、他の各省の凡てに於てしかりし如く、最後の南京に於ても日本及日本人は革命に対して何等感謝さるべき恩を估らざる立証たるものに非ずや』。そして「外史」に見られるこの点の北の態度は、報告書簡にも見られたが、以下電文集にも一貫したものであった。

さて北の電文は前述の上海帰着の報告(7)に続いて、

(8) 十一月二十五日発「カネウケトラヌ」であるが、それに続くものは、

(9) 十二月一日発「黄興大元帥、宋教仁総理大臣、中央政府発表近シ、漢陽失敗大局ニ関係ナシ、三人秘密ニヤル、キタ」

である。これに関しては、「報告書簡集」中に「電報往復」の部があつて、五通の電文が収められているが、そのうちの二通、内田から北への指令的な電文が、この(9)に關聯がある。

(1) 十一月(不明)日発「漢陽陥落大ニ人氣ヲ落セリ、南京ヲ占領セバ速カニ政府ヲ組織シ、委員ヲ派遣セシメヨ、十分ノ軍費

ト後援トハ、僕誓ッテコレヲ得シメン、内田」

(2) 十一月三十日発「来月二十日頃ヲ期シ、列国干渉ノ形勢アリ、其以前ニ新政府ヲ組織セシメヨ、内田」

がそれであり、電文(9)は特に(1)に対する返電であることは明白である。また(9)の「三人秘密ニヤル」に関して、(12)十二月五日の電文末尾に、「精神的同盟ハ鉄石ノ如シ」ともいう。三人とは勿論、黄・宋・北の三人のことである。なお前号に電文番号(6)および(8)としたのはそれぞれ(7)および(4)の誤りであるので、ここに訂正する。

また、内田の指令に関する北からの返電としては、

(16)十二月十五日発「アサツテ頃、中央政府ノ組織、宋教仁内閣顔ブレ、宋総理ノ布政方針ノ宣言ヲ発表スベシ、講和ハ君ヨリノ品物到着スル期間ノミ、黄元帥、宋総理、トクニ多ク君ノ奮闘ニ期待スル、北」

もそれであり、これが内田から北への(2)の指令と照応するものであることは明らかである。

(注) (16)の電文中「講和ハ云々」以下文末までの箇所には原文に誤記の疑がある。そのためか意味が不明である。また同電文中の「君ヨリノ品物」も、電文(11)の「クロダメ」、(8)の「黒外套イクラ、商人用五千着」に関連があると考えられるが、暗号的な用語のため、その内容は不明である。

以上の電文の背後関係については、「外史」七の「南京政府設立の真相」の項で北は次の如く述べている。南京占領後宋教仁はその都督には「老廢程徳全」を推戴して、彼みづからは民政長官として政治の実権を把握した。中央政府成立の暁には黄興を總統に推すことは、以前からの宋と北との間の了解事項に属し、この旨は黄興にも伝えてあった(前掲「報告書簡集」による)。北が「三人秘密ニヤル」というのがこのことであるが、実質的には北と宋の二人の計画というべきで、それを北は(6)の電文で「同盟の実効着々と現はる」と内田に伝えていたが、その直後意外にもこの計画は思わぬ点から破綻を示しはじめ、彼のいうように「大勢は…急転直下」しはじめるのである。その破綻の一つは黄興の大總統(大元帥)就任辞退であり、いま一つは、その「大元帥号」自体から生じて来た問題である。黄興の辞意は漢陽の戦に敗れた、「敗軍の将」としての彼の自責の念から発したものであるが、黄自身、自己に代るべき人物として、依然「黎元洪」を推した点は別としても、ともかくここに新しく、大元帥の適格者選定の問題が生じた。しかも問題はここに止まらず、「大元帥」

の上には「大總統」を必要とするとの解釈が一般化し、この大總統には孫文をとの呼び声が高くなって行ったのである。この「黄興大元帥」案は北の發案であり、この北の「日本人的發想」が中国の本来的な理解と矛盾したところに問題があったことは、北自身が「外史」の中で述べているところである。

黄興を南京臨時政府樹立の暁に大總統に推すという北と宋の計画は、黄興の漢陽敗戦後に至って訂正の必要が感ぜられた。宋は黄興が敗軍の将であるため、「急速大總統の名を用ゆることの、共和政の本義に於て各省の感想如何」と苦慮した。これを見て北はその代案として、「日本人の頭腦を以て革命戰爭中兵馬の大權を総攬せば可なる如く考へ」て、「大元帥」の号を以て黄興を推すことを提案し、宋も事態の切迫のため熟慮せず、北との「交游の好意に誤られ」て合意したことから、後難が醸されることになった。「日本に於て大元帥の音響が絶対至上權の感想を暗示するとは反対に、支那に於ては此の同一文字が古來、元帥在於域外不奉天子之命の如く、其上に何等か或者の存在を暗示するものであったから、「群衆は已に大元帥あらば、其上に何人を奉ずべきか」と騒ぎ出し、そして、時まさに帰国途上にあつた「孫逸仙」こそ、この大元帥の上に奉ずべきものとして、日増しにその姿は「五彩の光輝」を増して行ったのだと北はいつている。「孫きらい」の「宋ひいき」の北として、自ら招いたとはいえこの結果は彼を悩ませた。この孫の帰国、そして臨時大總統就任の経緯については周知に属するし、北の感慨も「外史」に詳細であるからここには省略するとして、北は十二月三十日、次のような心境を内田に打電している。

○十二月三十日發「孫逸仙ヲ大總統トセルハ、宋教仁・張繼ヲノ意志ニシテ、黄興ハ總理大臣タルベシ、黄ハ黎元洪派ヨリ敗北ノ將トシテ輕ンゼラレ、地位危ク、且ツ、孫ノ立ツコトハ欧米ニ対シ共和制ノ信用トナリ、其承認ヲ求ムルニ便アリ、宋教仁ハ重要ナル内閣ノ一椅子ヲ占メ、且ツ法典編纂局ノ總裁タル予定ナリ、黎ハ副大總統ノ見込ミ、之レニテ大調和ハ統一ヲ得タリ、宋ハ孫マタハ黄ノ乾兒トシテ立タズ、各省代表者ノ上ニ有スル勢力ト南京ニオケル実力ヲ以テ、恰モ孫・黄ヲ自己ノ領土ニ迎ユル觀アリ、兩人(原文「ヨオニン」、四人カ)ノ誠意トセル調和ハ確實ニ中華民國ノ基

礎ヲ定ム、御安堵ヲ乞フ、北」

従来兩者一体的に取扱われて来た「宋・黄」が、いま「孫・黄」と一括されるのは、宮崎滔天のすすめによって黄興が「孫文壇下の一使徒」となり了ったと見る北の心境を示している。宋に傾倒し、孫に批判的な北として、孫・宋・黄・黎四人の大調和は喜ぶとしても、そこでも改まって、「宋は孫・黄の乾兒に非ず」との一句を添えざるを得なかったのである。

## 2

さて、電文(16)以下(20)までの各電文には、上述以外の問題も介存する。一つは「送金」の問題である。前述来の、陳其美に対する借金返済について、内田宛に資金送付方を申送ったが、其後内田からは音沙汰なかったらしく、(8)「カネウケトラス、キタ」や、(6)の末尾の「五百信用ニサワル、タノム」の他、十二月十五日には、借金の他に生活費の問題もあって、(11)「カネナシ、タノム」と打電している。

ところで十二月五日発の(10)では、「十日内我帰京ス」と北はいつている。その帰国の理由としては、恐らく前号に紹介した電文(4)の、宋教仁から内田・杉山宛の感謝電報に予約されていた「謝使」としての帰国の件があったが、その後、十二月中旬に至って、革命政府の「共和政体」に関して、内田からの電文に対する反論と説得のための帰朝が必要となって来ている。

(18)十二月十八日発「滿洲朝廷ヲ意味セザル君主政治トハ了解ニ苦シム、黄興天皇・孫逸仙皇帝・袁世凱陛下トイフガ如キハ、今日ノ支那ニ企ツベカラズ、支那ノ共和制ハ米國ノホンヤクニ非ズ、歴史ト現状トニ基ク自治ノ発現ニシテ、特ニ各省聯邦ヲ斥ケテ、日本ノ中央集権制ヲ根本ニ採用ス、日本マタハ英露ノ君主制ニ影響ヲ及ボストミルハ杞憂ノミ、葛生君来ラバ詳細ニ陳述シ、同君ト共ニ吾レ、東京ニ行ク、キタ」

内田からの来電について「外史」には、「即ち長州元老等の発意なるべき満清皇帝を存続せしめ、立憲君主政を樹て、妥協すべしとの勧告是れなり」といつているが、日本政府としては当時この方針をもって英国にも打診中であり、その協力方を求めていた。即ち、十一月二十八日、内田外相は在英山座代理大使に訓令し、「帝國政府の所見を以てすれば、清國の今日に応ずべき最良の方策は、共和説の如き実に疎き空論を放棄すると同時に、…滿洲朝廷名義上の統治の下に、實際上漢人に依れる政治を行なふの他なかるべく云々」といい、山座はこの趣旨を以って十二月一日、英国側に申入れを行なっている(日本外交年表並主要文書上)。この内田からの電報を見た宋教仁の顔色は、「見る／＼土の如くなるを見たり」と北は言う。そして宋自身も「万事を放擲して日本に行かん」と決意したが、同時に北も急遽帰日の必要を痛感したに違いない。

しかし彼等をめぐる諸情勢は、必ずしも悲觀的なものばかりでもない。日本政府からの申入れに対する英国側の態度は「中国の立憲君主制には同意なるも、干渉は望まず」というのであり(前掲書)、北が内田から前述の電報を受取った十八日に、米國は日本の意向に反して「厳正中立」を回答して来た。そしてこの「政体」の問題はさておき、列國の欲したところは、中国の官・革兩軍の和平の成立にあり、二十日には日英米仏獨露六國上海領事の、官・革代表者に対する和平回復についての注意喚起が行なわれたのである(前掲書)。袁世凱はもとより南北妥協に腐心中でもあり、こうして大勢は十日後の民國元年一月一日の中華民國成立への発足を迎えるに至る。したがって、この段階に至れば、北の帰日の必要性も宋教仁渡日の決意もそれなりに薄れつつあるが、北としてはこのような経過における日本政府の外交的立場が、今後の日中關係に支障を遺すことを憂え、その警告を内田に打電せざるを得なかった。その電文は次の如くである。

(20)十二月二十日發「東京及ピロンドンヨリ民立報其他ニ來リタル日英干渉ノ報告ハ、甚シキ惡感ヲ起シタリ、タメニ日本ノ援助モ深キウタガヒヲ以テ見ラレ、特ニ信賴ノ程度深カリシダケ、日本ニ対スル反感、甚ダシキ各所ノ有力者ニ知レワタリ、九俣ノ功ヲ一簣ニ欠クノウラミアリ、或種ノ電報ノ如キ、握リツブシ掲載サセザルモ、日本ガ干渉ノ發案

者タリトマデ誤解シオルニハ困ル、杉山氏共ニ山県・桂両公ニ説キ、外務省ヲ圧迫セシメヨ、葛生ニ話シ帰ヘス、キタ」これに対する内田の返電は慰撫的なものであったと見え、折返し北は

(21)十二月二十一日発「ケサノ電報ダト満足、約束承知、今後ノ方策帰京報告ス」<sup>(大カ)</sup>

と打電した。電文(22)は十二月二十四日発、恐らく内田からの北の帰国の日時問合せに対する葛生の返電と考えられるもので、「北、今夜南京ヨリ帰ル、帰り次第確答ス」とあり、北も宋教仁との打合せのために南京に赴いた事が知られる。ついで

(23)十二月二十七日発「急ニ帰ル、百スグ送レ」

(24)十二月二十九日発「受取ツタ、帰京遅レル」

の二通の電文を北の発信とすれば、北は終に帰京せずには了ったことが知られる(但しこの電文はあるいは葛生の発信とも考えられる点もある)。以前のからの宿題であった「送金」の件も、また「帰日」の件も、このような形で一応ケリがついたかと思われる。

### 3

以上、電文集(8)から(24)までのうち、(25)が未紹介である。

(25)十二月十二日発「黄興・宋教仁・陳其美・吳廷芳・李平書ノ名儀ニテ、年利七分ニテ、三井ヨリ三十万円借入レノ仮契約ヲナシ、現金受入レノコトヲ委任ス、宋教仁・陳其美」

この件は、その前後の事情を次の関連電文が物語っている。

(28)一九一二年一月十八日発「大總統ヨリノ外交顧問ノ委任証書送ル、固ク秘密、電報書面、皆我レ当テニセヨ、葛生ニ聞ケ、北」

(80) 一月二十五日發「三十万円借款ノ成立、御骨折深ク感謝ス、一万五千元、文・吳氏ヨリ持參ノ筈、輕少ナガラ、外交其ノ他ノ御運動費トシテ受取ラレタシ、宋教仁」

この(80)に対して内田は宋教仁あてに謝金辞退の意を打電している。

「三井借款成立ニ付、感謝ノ電文快ク受ケタリ、運動費ハ小生之ヲ辞退、其代リ北氏へ幾分ノ運動費ヲ与ヘラレンコトヲ希望ス、内田」

この電文は「電文集」にその「写し」が(80)の裏にかきこまれているものである。これらの電文によって、革命軍に対する三井の三十万円借款の事実は知られるが、なおその詳細は、別に内田家に存する一綴の關係資料によって窺知することができるので、以下にそれらを紹介する。

(1) 委任状「令委任内田良平為外交顧問此状、中華民國臨時大總統孫文、中華民國元年正月十五日」

(2) 「証、一、金二拾五万四百二十一円也。右明治四十五年一月二十四日附契約ノ軍器代金トシテ正ニ請取候也。

明治四十五年一月二十四日 三井物産株式会社社長三井八郎次郎

中華民國政府上海都督府代理人内田良平殿」

(3) 曆第一号「証、今回三井物産株式会社上海支店ヨリ黄興・朱葆三・陳其美・王一亭・張靜江等ノ連帯保証ヲ以テ、中華民國政府上海都督府へ、金參拾万円貸渡ノ契約ヲナシタルニ付、該契約ニ基キ中華民國政府ノ代理人タル内田良平(以下単ニ内田ト称ス)ト、三井物産株式会社(以下単ニ三井ト称ス)トノ間ニ左ノ通り契約ス。

第一条 三井ハ其上海支店ノ締結セル契約ニ拠リ、金三十万円ヲ内田ニ支払フモノトス

第二条 内田ハ別紙明細書ノ軍器ヲ三井ノ手ヲ経テ購買スルコトヲ約シ、右代金二十五万四千二百二十一円ハ前条ノ借受金額三十万円ノ内ヲ以テ直ニ之ヲ支払ヒ、差引殘金四万九千五百七十九円ヲ受領スルモノトス

但金員ノ授受ニ就テハ別ニ受取証ヲ作成スルモノトス

第三条 借受金三十万円ニ対シテハ、本契約調印ノ日ヨリ一カ年八分五厘ノ利子ヲ償還ノ日迄支払フモノトス  
右結約ノ証トシテ本書ニ通ヲ作り各其一通ヲ領有スル者也

明治四十五年一月 日 三井物産株式会社代表取締役社長 三井八郎次郎 印

中華民國政府上海都督府代理人 内田良平 印

右保証人 大江卓 印

右保証人 小美田隆義 印

(4) 謄第二号 軍器供給品目(筆者ニヨル省略箇所多シ)

一、三十一年式連射野砲六門、中略(一個中隊編成分云々) 右榴彈一千發、右榴霰彈四千發

一、三十一年式速射山砲、略(同上) 右榴彈一千發、右榴霰彈四千發

一、機関銃三門、同実包十五万發

此代金二十五万四百二十一円也。右ハ吳淞沖本船船側渡ノ約ニ付、本船到着次第遲滞ナク、中華民國政府上海都督府ニ於テ引取ノ事。以上

「謄第三号」は前出(2)「受領証」の写し、「謄第四号」は欠落、「謄第五号」は三十万円についての、上海都督府特派員文錫震と吳嶼(電文(3)中の「文・吳」兩人)からの代理人内田良平宛の「受領証」で、明治四十五年一月二十五日付である。

「謄第六号」は「軍器供給品価格表」である。原本は詳細であるがいま省略して示せば、

「速射砲単価八、四六〇円、榴彈単価一五円九七錢、榴霰彈單価一三円九七錢、三十一年式速射山砲二、四三一円、機関銃一、七八五円、同実包五五円」

以上のほか、借款に対する返済方請求の書類も、内田家に現存する。その一は、明治四十五年六月二十日付、内田より上

海都督府陳其美・宋教仁宛、返済期限(七月二十四日)切迫の通知状であり、他は三井物産の「山本条太郎」から内田宛、「返済方法」についての問合せで、六月二十五日付である。

この他、内田家には、以上の契約に関する往復電文の草稿或は写しと思われるものが現存する。いま筆者のメモによって紹介するが、差出人や宛名不明のものや、難読の箇所もあって、必ずしも正確を保し難い。以下順序不同に列記する。

(1) 「三井家ト僕トノ協定ニ依レバ、上海ニ於テ貴下等借受人ト支店トノ間ニ於テ借款契約ヲ締結シ、其ノ成立ト共ニ本店ニ向ッテ支店ヨリ成立ノ旨ヲ告ゲ、貴下ヨリハ又三井本店ニ金錢受授ハ内田ニ委任セルヲ以テ渡セトノ電報、夫ニテスムコトニナリ居レリ、右ノ旨、支店長ニ話サセ、本店ヨリモ支店ニ尚ホ通告セシムベシ」

(2) 「三十万円契約書類完了ノ上ハ〇〇ニテ誰ニ渡スカ貴方ニテ委任状ヲ造リ、其ノ氏名ヲ電信セヨト、三井本店ヨリ支店ニ電報セリ。今夜中、手続シテ、内田ニ金三十万受取レト電会アリタシ」(ウラに「上海松崎ホテル宋教仁」とあり。宛名である。)

(3) 「原口より書状丈送ると電報せしは、更に数百万の借款をなし購入發送の意なり。三井との借款は、品物を同店より買入の交換条件にてなり。直段高きため、文・吳尙君は躊躇す。併し買はざれば借款破談とならん。此成否は他の借款の成否に関し、且つ目下外交上の暗潮あり、遲疑を許さず。忍びて迅速買入を命ぜよ」(十二月十四日、内田発北宛)

(4) 「依頼人内田良平、麻布タンス町五十五、昨夜原口ヨリ電報ノ件ハ、非常ナル苦心ヨリ成レルモノ故、機逸スベカラズ。返電速ニ頼ム。内田。宛名松崎ホテル、キタテルジロー」

(5) 「原口氏の長崎より出立するに間に合ふ様、五日迄に右の件の電報を打てる様に取調べおき下されたし。此度の外債の分合、手数、利子等、日露戦争中の外債募集の条件等、尚明日お目にかかり、委細のお話は致さすべし。(右、小美田よりの電話に候なり)」

(6) 「三井本店ヨリ支店ニ対シテハ直ニ打電セシムベシ。但シ僕ト三井本店トノ協定ハ総テ整ヒ居ルヲ以テ、上海ノ手続

完了次第、更ニ貴下ヨリ三井本店ニ対シ、受授一切内田ニ委任セル旨打電サレヨ。余日ナシ、急速進捗ヲ乞フ」

(7) 「鉄砲發送ノタメ、三十万円無担保六ヶ月期限年利七分ニテ、三井ヨリ借款ノ内約成立セリ。借主責任者トシテ、黄興・宋教仁・陳其美・伍廷芳・李平書ノ承諾ヲ得、至急返電セヨ。本借款ハ三井家非常ナル厚意ヲ以テ承諾セラレタルモノナレバ、其旨特ニ承知アリタシ。」(宋教仁宛)

(8) 「貴下ニ金円受取方委任ノ電報スル事ヲ本店ヨリ支店ニ打電セシメヨ、委任状ヲ持チテ東京ニ行クコトノ不可能ナル事情ハ支店モ承知セリ。」(宋教仁宛内田良平宛)

(9) 「野砲十二門、山砲十二門、加農砲榴弾砲二門、機関砲四十門、小銃一万挺、各弾丸附属、右一週間内ニ發送スルタメ、三十万円無担保六ヶ月期限年利七分ニテ、三井ヨリ借款ノ内約成立セリ。借主タル名義人、黄興・宋教仁・陳其美・伍廷芳・李平書ニテ差支ナキコト及其借入契約及金銭受取方委任電報ヲ、宋教仁・陳其美ノ名ヲ以テ、内田良平宛、至急報ニテ即答セヨ。」(十二月十一日、原口發、北輝次郎宛)

(10) 「三井ノ借款ハ今日破談申込ム筈、其理由ハ借款条件利息年七分、期限六ヶ月ハ、当初三井本店ヨリノ提案ヲ採用シタルニ拘ハラズ、サキニハ支店ヨリ期限ハ一ヶ月ト云出シ、今又七分ノ利息ヲバ八分五厘ト変更セシヨシ、斯ル不信行為ハ大ニ責メザルベカラズ。而シテ革命軍ニ於テモ、人ヲ派シ吾人ニ依頼シナガラ、事成ルニ及ンデ、決行ニ躊躇スルナド、相方トモ吾人ノ面目ヲ破ルモノアルヲ以テナリ。然ルニ吾人ハ衷心革命ニ賛同スルモノナレバ、改メテ相当ノ条件ト責任トヲ具備シ依頼アレバ、今後モ尽力ヲ惜マザルベシ。右ノ事情、貴下ヨリ幹部ニ説明ヲ乞フ。大江(非常ニ困リ居ル) 取替ノ二千元ハ至急送付ヲ頼ム。」

この(10)は恐らく内田から北苑のものと推察される。そしてこれらの経緯を辿ったのち、結局借款は契約され、電文(30)に見られるような、宋からの感謝状が内田に送られることになったが、日本人として、また高田商会に対して「武器献上」を強いる程の北としては、資本家の商人根性に対しては不信感があり、この際も内田に向って、一本の釘をさす電文を、そ

の契約成立と同時に送っているのである。

(81) 一月二十五日発「三井・高田・大倉等ヨリ買入レタル武器ハ不完全ノモノ、又ハ純然タル廢物多ク、タメニ關係セル日本人一同ノ不信用ヲ來タセリ。相当知識アル軍人ヲ出シテ、文・吾君ト共ニ嚴密ニ検査ノ上、受取ラレタシ。僕及ビ宋君ニ対スル不信用ハ、直チニ外交上ニ影響ス。北」

4

以下、総計五十八通の電文中、(26)から(58)まで三十三通であるが、その中から既出の(28)・(30)・(31)の三通を除いて大別すると、

一、宋教仁の渡日に関するもの、(26)・(32)・(37)・(38)・(40)・(41)・(42)・(48)・(51)・(52)の十通

二、日本と革命政府間の關係を語るもの、その報告ないし警告、(29)・(41)重出・(44)・(45)・(47)・(51)重出の六通

三、革命軍救援ないし借款に関するもの、(35)・(43)・(53)の三通

四、其他雜件十三通である。

日本側の中国に対する立憲君主制の希望に北と宋が深憂を抱きながら、その渡日の決意が状況の推移によって後退した事情については既に見た。明けて民国元年、その一月一日から三月十日までの政治情況は、孫文の臨時大總統就任から南北講和交渉、二月十二日の清朝の終焉を経て、袁世凱の臨時大總統就任に至る、極めて流動的なものであり、特に宋教仁の地位はその中で次第に不安定なものになりつつあった。(25)に見られる北の満々たるかの如き自信も実は「日本向け」のゼスチュアでもあり、北自身への自己説得的な一解釈ではあっても、事実はむしろ悲觀的な情況をはらんでいた事は、彼が「外史」に語る通りである。「支那の革命議會は此の國家主義の代表者、民族運動の指導者（宋―筆者）を漢奸の冤に

於て否決（宋の内務総長の就任を）したり…之を要するに故宋君は、黄擁立の不合理と、孫に譲歩せる時の一步の不注意のために其の頭首を賭して企てたる中央政府設立と同時に身先づ其門外に驅逐せられたるものなりとす」。そしてこの事自体、たとえ宋が新しく南京共和政府成立の通告および日中兩國關係樹立のための使節として認められたとしても、宋の遣日使節としての資格を多分に失なわしめているのであり、このことは北も痛感せざるを得ぬ点であった。「遣日全権代表は孫君に排斥せられて日本に亡命せんとするものなるか、諸君の汚辱せし失敗者を導きて、是れ革命政府を代表して、交戦団体の承認を求めんがため来れりとは、不肖の故国に欺き言ふ能はざる所なり。孫君自身が已に宋に中心より全権を代表せしむる者に非ず。南京を出づる時、八分権代表たり、上海を発する時、五分権代表たり、長崎に達して三分権代表たらば、諸君は彼に何者を期待せんとするか。…不肖は断じて行く能はず、宋も亦然るべしと」。こうして北は宋の渡日に絶望しながら、電文には最後まで強気を装いつづけている。

②一月四日発「大日本ノ外交ハ最モ重大ナルガ故ニ、宋教仁ハ内務大臣ノ位置ヲ腹心ノ士ニ替エ、自ラ全権ヲ帯ビテ日本ニ向ハントイフ、尚法典編纂局総裁ハ兼任スベシ、明後日確實ニ決定報告ス、北」

宋が法制編纂局総裁となることには、北の勧告があつたのであり、「内務大臣交替」とは北の苦しい言ひのがれであろう。しかし北としては、宋への傾倒と愛着とから、実情はともあれ、日本側の宋に対する積極的な歓迎によって、いま一度、宋の地位の回復を願つたに違いない。それは次の電文にもうかがわれる。

③一月二十五日発「宋君日本ニ行キ、無意義ニ終ルナラバ、彼ノ勢力ヲ傷ツケ、從ツテ日本ノ利権ニ影響スベシ、中央政府全体ハ彼ノ日本行ヲ希望シツツアリトイヘドモ、日本ヲ誠心ヨリ信頼セル彼ノ成功ガ確實ノ見込ナキ間ハ、ナホ考慮ヲ要ス、日本ハ南方中心ノ講和ヲ監視スル覚悟ト、新政府ヲ他ノ諸国ニ先ンジテ承認スル覚悟アラバ、（宋ハ）直チニ日本ニ向フベシ、此行ハ機密ニ非ズ、日本モマタ朝野ヲアゲテ歓迎セラレタシ、日華兩國ノ第一ノ血盟、日本ノ優越権ハ、彼ヲ成功セシムルト彼ヲ歓迎スルコト、ニアリ、親米派ノ人々ハ、今日表面ノ看板ニ過ギザレドモ、彼ノ不成功ハ

親日派ト共ニ日本ノ勢力失墜ヲ来タシ、親米派ヲシテ全權ヲ振ハシムベシ、現在ニ於テ、各省次官殆ンド全部、彼ノ盟友ニシテ、法制院總裁ハ伊藤公ノ如キ地位、參議院ニ失敗セル經驗ヨリ、今日過半数、彼ノ味方ニ引入レタリ、彼ヲ日本ニ於テ成功セシムル事ハ、日本ノ全然ノ勝利タルベシ、予メ権力者ノ意ヲ探リテ御返事折返シタノム、北」

ここにはまさに、「宋の成功」と「日本の利権の優越」とが両天秤にかけられている。当時、宋の渡日に対する日本側の態度も足並の揃ったものでなく、外務と軍部、軍部内での陸軍と海軍、陸軍部内での陸軍省と參謀本部などの、对中国意見には対立的なものもあって、日本を挙げての宋歓迎には到り得ず、要は南北講和決定待ちであった。民間在野の有志間でも、頭山・犬養らはこの南北妥協を非とし、南京政府の確立を希望しながら、遣日全權としては「何天炯」を指名したといわれ(「外史」による)、内田は葛生を渡支させて宋教仁の来日を勧説させ、政友会の小川平吉も二月九日、宋の来日を勧誘した(「東亜先覚志士記伝」)。これに軍部官僚一部の袁世凱支持、外務省系ないし西園寺内閣から桂内閣への政府側の日和見的立場を合せ考へる時、宋の来日に対する日本側の積極性は決定的ではあり得なかつた。

一方、宋教仁の側でも事情はほぼ似たものがあつた。孫文と宋教仁との対立関係は、個人的にはともかく、広東派と湖南派の対立は従来から見られていたし、彼ら二人を取巻く日本人の間にも、例えば北が宋を担ぎ、宮崎が孫を担ぎ、池亨吉の演説が却つて孫文を困惑させるといふ、ひいきの引倒しになりかねない有様も見られ、そうした中で宋自身は、かなりの強度で、当時進捗中の南北妥協、つまりは袁世凱臨時大統領説に傾きつつあり、そのために、渡支した頭山・犬養などをすらツンボ機敷に置いて顧みない有様であつた。だから内田の要請で、北としてはあくまで宋の渡日の実現に努力し、それは一度びは殆んど決定的なものになつたと見えながら、ついに実現を見ずに終るのである。

(37) 一月二十七日発「ワレ明日南京ニユキ、宋君ノ日本行キラ決ス、北」

(38) 一月二十八日発「宋君ト共ニ北君が日本ニユク事ニ決定ス、(下略)原口」

その渡支中止の理由の一つは次の電文によると、日本側の錯雜した状況であらう。

(40)二月三日發「犬養君ニ孫逸仙氏ヨリノ依頼リアシコトハ事実ナレドモ、同君ガ政府攻撃ノ態度ニ出デラレン事ハ、孫氏モ期待セザル所ナリ、革命党ノ幹部ヲアゲテ、日本政府オヨビ国民ニ感謝シツツアル事ハ偽リナラザルヲ断言スルト共ニ、革命政府トシテハ、日本ノ朝野ヲ論ゼズ、一様ニ承認ノ尽力ヲ乞フハ当然ナリ、唯ダ孫逸仙・黃興ノ周圍ニ群ル人々ハ、凡テ国民党主義ナルガ故ニ、或二三氏ヲ重視スルガ如ク誤解サルルモ、宋教仁、既ニ大總統ノ委任、參議院ノ決議ニヨリテ遣日全權代表タリ、事イヤシクモ日本ニ関スルモノハ、言々宋教仁ニ聞キ、孫逸仙深ク傾倒シテ全權ヲ委ス、而シテ小心翼翼、隠レタル參画者トシテ、小生怠ラザランコトヲ努ム、御安心御運動ヲ乞フ、北」

そして、受入側の日本に不整合があつたのに照応して、中国側にも前述の事情の他に、親日派と親米派の対立があつて、日本に対する不信感の増大があつたことは事実であつたから、北としてはこの点を、日本の利権問題にからめながら、日本の輿論を喚起すると同時に、宋の渡日によつてすべてを回復したいと熱望した。

(41)二月六日發「宋君ノ遣日全權代表トシテ日本ニ向フハ、親日派トシテハ運命ヲ一挙ニ決セントスルモノ、余ハ日本ノ利益ノタメ、彼ノ行ヲ決セシムルノ必要ニ迫ラレタリ、革命ノ初メ、(革命派ガ)ドイツニ万斛ノ怨ミヲ抱キ、日本ノ俠義ニ傾倒シタル所以ハ、軍人ト武器トガ、南北ニ対立シテ供給セラレタルガ故ナリ、同情ノ声ハ日本一國ニ限ラズ、各国競ヒテ挙グル所、ドイツ本国ノ輿論トイヘドモ然リ、タダ同情ハ、事實ニ現ラハシテ、援助即チ軍人ト武器ノ供給ヲ敢エテシタル日本ハ、外交ノ勝利者ナリキ、シカルニ武昌ニオイテ、日本軍人及ビ浪人ハ言フニ忍ビザル二十五万円ノ非行ヲ働キテ、日本人入ルベカラザルノ立札ヲ立テシメ、各商館ハ南京ニ廢銃ノ甚シキモノヲ売りツケタリ、武昌ト南京ハ全支那ノ注目ノ集ル所、日本ハ天下ノ公共ニ立チテ援助ヲ誓言シテ、感謝ヲ集メ、而シテ愚弄ヲホシイママニシタリ、軍人ト武器ニヨリテ結バレタル日本ノ外交ハ、ソレラ疑心ヨリ断絶シテ、ドイツト拵ア所ナク、ムシロ、信頼ニ対スル反動アリ、日本ノ本國ハ、十分ニ援助セントシ、革命政府ハマタ、十分ニ感謝シツツアリ、タダソノ間ノ連鎖タルモノ悉ク断絶シ、大多數輿論、及ビ親米派ハ、日清戦争以來ノ日本觀ヲ以テ、親日主義者、及ビ日本國ノ同情ヲ無視

セントス、本国ノソレガ（主旨）支那ノ輿論ニ貫徹セザルノ時ハ、直チニ親日主義者ノ失脚ナリ、現ニ以上ノ非難ヲアゲテ、各省ノ代表ノ参議員ハ、特ニ日本ヲノミ重視スルノ理由ナキヲ述べ、宋ノ行ヲ阻マントシタリ、ラファイエツトヲノ個人的援助ニ於テスラ、米國独立後、優越権ハ仏國ニ帰セリ、城ヲ枕ニ死スベシト豪語シテ武昌ノ高壘ニ上リ、黄興ト共ニ漢陽ノ戦列ニ立チシ時、全支那ハ感激ヲ以テ震撼シタリ、日本ノ優越権ハ其時ニ確立シタル筈ナリ、武器ノ購入ニ於テモ、近日一外國商館ノ非行アリシ時、悉ク見本品ト同一ニ取替ヘシメ、延引ノ日毎ニ罰金ヲ科シ、ソノ買辨ヲ彼等ノ面前ニテ斬リ殺シタリ、シカモ日本ヨリセル廢銃、赤錆ビタル大砲、不足彈丸、廢物ノ刻印アル機関銃ニ対シ、何事モイハザルハ、日本ノ同情ニ対スル礼ナリト明言セリ、三ヶ月以前ノ好感ト、掌ヲヒルガヘス如キ今日ノ惡感トハ、日本ニ於テハ想像ニ能ハザル所ニシテ、マタ何等ノ報告モ得ザルベシ、實ニ日清・北清・日露ノ三戦役ニヨリテ蟠屈セル惡感ヲ一掃シテ、日華兩國ヲ精神ノ根底ヨリ結合セシメントスルニハ、タダ現時ノ時期ニ於テ、兩國ノ当局、互ニ冒險ヲ敢ヘテスルノ外ナク、余ハ單刀直入、日本國民ノ同情ト、日本政府ノ援助トヲ、全支那ニ周ク知ラシメルノ他、一ノ道ダモナキコトヲ断言ス、日本ハ革命ノ援助ヲ誓言スル特權、特ニ日本一國ニ派遣セラルル全權代表ヲ受クルノ特權ニ省ミテ、各國共同一致トイフノ常套語ヲ以テスベカラズ、支那ノ革命ハ、日本ノ对支那政策ノ革命ナリ、各國ヲ無視シテ、日本ノミノ全權ヲ派スル冒險ニ対シテ、日本ノ朝野、マタ等シク冒險ヲ辞セザルベキヲ信ズ、十二三日頃上海發、ワレ一船先キ、北」

この最後の部分に告げられた北の帰日、宋の渡日は、しかしついに延期になった。

(2)二月十七日發「宋教仁ニ対スル流言ニツイテハ、返電ノ必要ナシト思ヒ捨テ置キタリ、余ハ今日マデ、一点ノ誤リヲ打電セズ、余ノ報告ハ全部ノ信用ヲ要求ス、六日ノ長電ニ、武器ト軍人トニヨツテ結バレタル外交ノ連鎖ハ、連鎖ノ者ノ非行ニヨリテ却ツテ反動的惡感ヲ生ジ、参議院ハ日本ヲノミ重ンジテ、全權代表ヲ派スルヲ非難シタリト報ジタル筈、ノチ、理由ヲ説明スルニ及ビ、全会一致、宋ノ行ヲ賛セルハ南京ヨリ返電ノ如シ、池君ニ就テハ、余、内閣ノ一

員ト參議院ノ一員ニ特使ヲ派シテ処分ヲ求メタリ、彼ハ直チニ秘書ヲ剝奪サレタルハ御承知ノ通り、但シ、モトヨリ小問題、宋君ハ時局急転ノタメ出發延期、北」

「池君云々」の件は「外史」に

「池君が革命の説明に渴望せる日本内地に帰りて、武漢は孫逸仙の命令を待たずして發せるものなりという主意の大阪に於ける演説」を行ない、「孫君は此の功を窃むの流言を掲げたる新聞紙を差しつけて一喝せらるるや、池君が己の莫逆の友なる事も、己を香港に迎えて大總統の榮位を受くるに至らしめし保護者なりしことをも顧ずして、蒼惶其の委任せし大總統秘書を取消さざるを得ざりき」

という、前述ひいきの引倒しの件である。宋の出發延期は、袁世凱と孫文との妥協策進行の結果、二月十三日、孫文が大總統を辞したこと、および、宋もまた袁の南京入りの歡迎使の一員として北上するという事情のため、宋の渡日はこれ以後にも、各地における反袁運動の、武昌を中心とする再統一の氣運の高まりと共に、北によっていま一度は試みられるが、これまた実現を見ずに終るのである。以下、その關係電文を列記しておく。

(48) 三月二日發「宋氏至急渡日ス、夫レマデ列國干涉、極力防禦ヲ望ム」

(51) 三月十二日發「武昌ヲ中心トセル大同團結成リ、六國借款ヲ問題トシテ、袁内閣顛覆スベシ、今、大勢袁ニ向ヒ、排日感情甚シキハ、南京政府ガ、袁ノ外交術ニ陥リタル為メニシテ、袁ハ日本ニ依頼セル出兵ヲ以テ、外人ノ流言ヲナサシメ、恐日病ヲ利用シ、孫ガ漢冶萍ノ借款ニ於テ利權ヲ割キタル不手際ヨリ、袁ヨリ大借款ヲナシテ難局ヲ救フベシト声言サルルニヨルノミ、警告期間ニテ、日本ヲ中心トスルヲ宋君武昌ノ委任ヲ受ケテ行クマデ待テ、決シテ分立マタハ不統一ニ非ズ、中心ガ北京タルト武昌タルトニヨリテ、日本ハ外交ノ勝敗ヲ決スルモノナリ、葛生」

この時の葛生は内田の命によって三月頃再度南京に赴き、北上した宋を追って北京に入り、宋の渡日を勧誘したものである由が、「東亜先覚志士記伝」に見える。(51)の電文中、「警告期間」の四字の意味は不明である。原文のこの箇所は数字

暗号で綴られているから、秘密を要する字句であることが推測される。この電文集はすべてローマ字電報であるから、その主要なものには、当時内田良平の手許で翻譯文が添付された。その内田方の翻譯によれば、その数字はそれぞれ、「兄」・「国」・「凡」・「款」に当るが、それでは意味をなさないので、「警告期間」としたのである。あるいは「六（又は四）国借款」ではあるまいか。（電文(4)参照）

(5)三月十二日発「葛生氏北京ヨリ打電セル当時ハ大勢南京ヲ去リ、只統一ヲ急トスル全国輿論ニヨリテ、宋君一時ノ決意ニ過ギズ、二氏帰來、更ニ第二ノ反動トシテ、武昌ニ大勢ヲ導クノ容易ナルヲ見、実ニ意外ニ進行シツツアルニ驚キタリ、竹芝館ニアル譚人鳳ノ子息モ陳有龍モ、此大發展ハ知ラザル筈、全力ヲ拵ゲテ助ケラレタシ、就テハ六国借款ヲ袁ノ手ニテ成立セシメザル方針ヲ採リ、譚君、各省都督・袁・孫・黎ヲニ打電シ、上海都督代表者ハ参議院ニテ各省ト通ジ、トニカク宋ノ渡日迄、破壊スル運動始マル、日本ハシバラク他ノ五国ヲ勸メテ觀望的態度ヲ採ルコトニ全力ヲアゲラレタシ、統一ハ実ニ根柢深キ国民的要求ニシテ、袁ハ此ノ要求ヲ自己ニ利用シテ、成功セントシタル程ナレバ、必ず憂フベカラズ、唯統一ノ中心点ヲ、湖南・湖北ノ地ニ於テスルコトハ、統一其ノモノノ確實ノタメニモ絶対必要ナリ、日本ハアワテテハ、此革命期ニオイト悪感ヲ得タルニ止マルベシ、黎ヨリ特別ニ依頼モアル筈、安全ニシテ批難ナキ担保モ提供スル筈、コノ電文ハ当局ト一二元老以外ニハ断ジテ見セルナ、洩レテハ万事休ス、北」

## 5

「支那ノ革命ハ日本ノ对支那政策ノ革命ナリ」（電文(4)）とは、この時期の北の、日本に対する警告中、最も注目すべきものであり、まさに以上の諸情況を解説した「外史」の七「南京政府設立の真相」と八「南京政府崩壊の経過」は、この観点からの日本批判なのであった。

北の「对支政策の革命」は、その内容として、一、新共和国たる中華民國承認、二、その完全なる独立樹立のための一

貫した革命政府支援、三、日本の英米追従的でない独自の対支提携、四、従って資本主義的、帝國主義的行動の否認、五、中国に対する一切の支配者意識の放棄、六、中国のプライド尊重と相互平等的信頼感に基く結合（同盟）關係の樹立等である。以下の電文はそれらを具体的に示しているものである。

(20) 一月二十日発「南北講和へ領土保全ノ上ヨリ、兩政府トモニ希望シ、成立スベシ、日本ハ南方中心ノ講和ヲ促進セシムル從來ノ方針ト、露國ノ南(方)政策ニ対シテ、日露戦争以來ノ國是ヲ以テ、援助的態度ヲ一貫スベキ事ヲ信ズ、政体發表ニツイテ誤解アルベシト雖モ、革命党ノ一致スルトコロハ、日本の中央集權ト、日本の郡県制度ナリ、支那ノ完全ナル獨立ハ、日本ノ絶對的必要ニシテ、日本ハ從來ノ援助的行動ヲ再強化スル上ニ於テモ、南方中心ノ態度ヲ変ゼザルヲ要ス、講和後、國民議會、憲法起草委員會ト進ムニ從ツテ、日本の思想ノ様相ヲ見ルベク、新共和國が案外ニ專制的中央集權的ニ驚クベシ、日本政府ハ、既ニ革命ニ於テ、唯一ノ外交的勝利者ナリ、講和ノ終結ニ於テ、從來ノ態度ヲ一貫シテ、有終ノ美ヲモタラスベシ、至急權力者ノ意志ヲ確カメテ詳細返電セヨ、我大ニ活動ノ道アリ、北」

この(20)は多分に希望的觀測に立ち、且つ北自身の革命政府との一体的關係からの發言であるが、從來の日中關係についての新生面打開のための基本的姿勢としても、正当なものといわねばならない。前掲(1)は、そうした新しい日中關係樹立に阻害となる要因としての、日本側の背信行為を警しめているものであり、其処から、軍人・商人・浪人らの背信行為が、相互信頼に基く事で北自身が築き上げて来た、諸列強中の日本の優位を破壊することに彼は烈しい怒りを向け、かつ日中兩國結合のための日本側の「冒險」―欧米に追隨せず、從來の対中外交を革命的に轉換する意味での―が強調されたのであった。

(45) 二月十九日発「講和ノ希望及ビ可能ハ、余ノ速キ以前ヨリ屢々打電シタル処、日本ノ或人々ガ危惧又ハ疑惑ヲ抱クハ、今日迄ノ經過及ビ南北連絡ノ秘密ヲ解セザル杞憂ノミ、袁ハ革命政府ヲ承認シ、革命政府ノ參議院ノ推挙ニヨリテ大統領タルモノ、首府ノ問題トハ係リナシ、種々ノ臆說流言ヲ報ズルモノアルベシト雖モ、袁ノ南京ニ一度來ルコトハ

余必ず断言ス、或者ハ袁ノタメニ革命ノ無意義ニ終ルベキヲ言フモ、之レ袁ノ勢力ヲ過大視シ、革命党ヲ過小視スル、革命以前ノ先入思想ニ捉ヘラルルモノ、孫君直チニ辞シ、参議院全会一致、統一大總統ヲ推挙シタルニ見テモ、革命党ガ自己ノ勢力ニ頼ム処アルヲ察スベシ、要スルニ講和ノ勢ヲ速メタル近因ハ、明カニ蒙古独立、及ビ日本ノ態度ニ疑フベキヲ見タルガタメニシテ、外間ノ觀察者ノ思フヨリモ、(革命派ノ行動ハ一筆者)誠実ナル日本の拳国一致ナリ、遣日全權代表ハ、講和ノ経過ニオケル秘密ナル実動者トシテ、唐紹儀等ト、廿一日北京ニ赴キ、袁ト諸多ノ協商ヲ終リテ、日本ニ向フベシ、日本ハ最後ノ援助トシテ、皇族等ノ滿洲独立宣言ヲ取消サシメンコトヲ信ズ、声高ウシテ実無カリシ援助、並ニ両端ヲ持セシ態度ニ顧テ、必ズコノ一事ハ積極的ナランコトヲ、日本ノタメニ切望ス、革命前ノ勢力關係、又ハ局外者ノ報告ニモトヅキテ、今日尚ホ態度ヲ確定セザルコトハ、甚シキ危険ナリ、革命党ガ根本ノ勢力タルコトヲ確信シテ、袁ニ六ヶ月ノ花ヲモタセタリトテ、何ノ恐ルル処ゾ、タダ、袁ハ蒙古独立ノ背後ニオケルロシア、滿洲独立ノ背後ノ日本ヲ口実トシテ、南下ヲ遷延スルコトアルベキモ、日本ニシテ、滿洲独立ノ宣言ヲ取消サシムルナラバ、コノ大局ハ殆ド日本ノ手ヲ以テ結ブモノ、講和以前ニ於テ、袁ニ先ンジテ南京政府ヲ承認シタルト同一ノ好印象ヲ全支那ニ与フベシ、コノ革命期ニ於テ、第一ノ失敗者ハドイツニシテ、第二ハ露国タリ、然シテ、日本、終リニタダ一ノ援助者ヨリ一変シテ、第三ノ失敗者タラントス、宋君ノ北上ト共ニ局面更ニ急転スベシ、全力ヲアゲテ日本政府ニ最後ノ飛躍ヲナサシメヨ、然ラズンバ万事休ス、ワレ、ストレート問題其他、重大事件アリ、当地ニ留マリ、宋君及ビ他ノ政府ノ有力者ト聯絡ヲ失ナハズ、可否詳細返電待ツ、北」

北の説得は事態の推移が知悉されている現在から見るならば、少しく客観性を欠くかに見える。しかし北としては混迷する状況の中で、日本の外交の「革命的冒険」こそがこの事態を打開するものと信じて止まなかったのである。右の電文中「滿洲国独立」については、この北の電報と同日附で宋教仁から内田に抗議電報が打電された。

(44)二月十九日発「滿洲独立ノ宣言ニ就テ、余ハ貴國ノ真意ヲ誤解スルモノニ非ザレドモ、蒙古独立宣言及ビ日露協約ニ

由リテ、輿論ノ疑惑ヲ如何トモスルベカラズ、講和ハ最モ誠実ナル平和克復ノタメニシテ、時局ハ全ク終局シタリ、余ハ貴國ト中華民國トノ親善ヲ最モ希望スルモノナルガ故ニ、此際、速カニ貴國政府ノ責任者ヨリ、滿洲獨立ノ宣言ガ、決シテ貴國ノ好ム所ニ非ザル事ヲ弊國ノ輿論ニ普及スルガ如キ方法ヲ以テ、言明セラントヲ希望ス、之レ唯ニ余及ビ弊國ノ利益ノミニ非ルナリ、遭日全權、宋教仁」

これらの電文は、のち、「支那革命外史」の叙述に當つて、その「十一、対日警戒のための北京中心」の頃の素材となっている。「日露戦争中の南滿洲占有は、支那保全主義のための執壁としてなりき。日露協約に至りての同一なる其れは、露西亞の分割政策に協力し助勢する所の前管となれり。何たる情弱卑屈なる盟主よ。」「国、信なくんば立たず。亜細亞各邦の盟主は須らく国歩必ず天地の正道を踏むべし。∴日露戦争と日露協約と、是れを支那の側に立ちて看るに殆んど天使變じて悪魔となれるもの如し。∴排滿革命の声に應じて各省獨立あり。各省獨立の名に陰れて蒙古獨立あり。（四十四年十一月三十日、外蒙獨立―筆者）蒙古獨立の背後に露西亞あり。而して日露協約あり。」日露協商第一回は四十年七月三十日第二回は四十三年七月四日、そして第三回は四十五年一月二十四日、本野駐露大使から露国外相に提出、川島浪速が蒙古喀喇沁王と蒙古獨立に関して契約の成立を見たのが一月二十九日、この第一回蒙古獨立運動は、当時「滿蒙獨立運動」と称せられ、清朝肅親王の北京から奉天への脱出による、滿洲獨立計画と一体的に、川島らによって計画されたものであるが、日本政府によって否認され挫折した。

南北講和とその結果である袁世凱の臨時大總統就任の決定的な要因については、当時の文献に見ても諸説区々で、必ずしも一元的に解明し難いものがある。袁が共和制を承認し、参議院の決議に忠実である以上、革命側からも国土保全のための南北講和は不可欠とされた。孫文が袁世凱にその大總統の地位を譲った理由として、萱野長知は専ら「革命方略」に對する革命軍側の無理解に、孫文が絶望したものとする。この点「胡漢民自伝」が、「同志が和議に傾き、武力革命の時期は過ぎたものとした」といっているのも同じである。しかし「自伝」ではこの他に、「北方勢力の増大に反する南京政

府各軍の不統一、軍資の欠乏、倒満の達成による満足感、宋教仁の自負と穩和主義」があつたとする。しかしなおこの他にも、袁自身の策略、日本・英国等の政策などが有力な要因たり得たことは、以上の電文中に示されている通りである。「外史」に「袁苟も大兵を擁して北京にあり。而してヂョルダン公使の援護あり。モリソンの奴輩、上海の輿論を一変せしめて、英に依りて日露の野心を逞しうせしめざるべしとするに至らしめし者。実に日本の外交的墮落が、ジョンブルの掌上に飄弄されし明証に非ずや」と述べ、また「ああ諸公、南、香港に根拠して終に支那を財政的に併合せんとしつつある英国のための日英同盟と、北、滿蒙を蚕食して分割の端を開かんとする露西亞のための日露協約と、日本苟も保全主義を掲げて四億万民に臨むに、此の両立すべからざる分割的ニ勢力の走狗たり先鋒たるは、何の矛盾ぞ。…日東君子国の面皮、無智無恥に塗れて泥の如し。諸公、不肖は支那の革命を語る者なり。しかも…日本対外策の根本的に革命さるるなくんば、兩國の親善興信、断じて望むべからざるを知らん」と、日本の態度によって革命政府が北京中心たらざるを得ない点を痛憤している。そしてさらに、北としては、孫文に対する彼独特な批判的立場から、孫文の「自発的失脚」の理由を「外史」の至る所で語っているが、次の電文の如きもその一例である。

(卯)三月一日発「袁が大總統トナル根本的原因ハ、孫君終ニソノ器ニ非ザル事ヲ暴露シ、黄君何ノ為スナクシテ、却ツテ強力ヲ以テ参議院ヲ威嚇シテ全国ノ怒ヲ招キ、外交多端ノ今日、彼ノ外支那ヲ負フモノナシトセラレタルタメナリ、袁ニ謳歌スル者輿論ノスベテニシテ、罪、ムシロ孫・黄ノ二君ニアリ、頭山・犬養ノ徒、コレヲ知ラスシテ、足萎エテ鞭打ツガ如ク、黄君ヲ責ムルニ酷、政府派遣員・新聞通信(員)ノスベテ、マタコレヲ解セズシテ、袁ノ野心ヲ喋々シ、南京説ヲ唱へ、滿洲出兵ニヨリテ生ジタル疑惑ト相俟チテ、日本從來ノ努力ヲ無視サルルニ至ラントス、彼等ハ既ニ日本政界ノ事情ヲ解セズシテ、基本ニオイトテ各自政府ヲ誤チ、今マタ却ツテ支那ノ政界ニ盲目ナルヨリ、支那ニオイトテ日本外交ノ苦心ヲ誤ラシメツツアリ、余ハ中国同盟會員トシテ、首ヲ失フノ義務アルト共ニ、日本國民トシテ、売国奴タル能ハズ、大勢ニ逆フベカラザルヲ見テ、トオチュウ(四字意味不明、当地カ)ノ策士、一タビ城門ヲ開キテ袁ヲ迎フル

ノ時、外人ノ身ヲ以テ、内政ニ容喙スルスラ礼ニ非ザルニ、加ヘテ処士横議ヲホシイママニスルハ何ゾヤ、孫・黄ノ二君スラ、彼等ニ対シテ甚シキ悪感ヲ抱クニ至リシハ、自業自得ナリトスルモ、余一人ノ身ハ、所謂支那通ト選ヲ異ニシテ遇セラルルヲ得タル今日、在留浪人ノスベテ、日本新聞紙ノスベテガ、形勢ヲ解セズ、言辞ヲホシイママニスルガガタメニ、余ハ同盟会員ノ義務トシテ、正々ノ議論ヲ敢テスル能ハズ、革命時代ハスベテ群衆心理ヲ待ツテ（以ツテカ）解スベク、感情アリテ理性ナシ、モトヨリ、余ハ従来ノ孫・黄ヲ重視セザル行動ヲ継続シテ、革党ノ捲土重来ノタメニ今日初メテ一身惜カラズノ覚悟ヲ生ジタレドモ、タダ、余ガ日華兩國ノ外国關係ニ於テ、小サキ連鎖タルガ故ニ、本國ノ國是ヲ誤ルモノ、所謂支那通ナリトシテ訴ヘザルヲ得ズ、實ニ当地ノ有力者ノ全部、及ビ輿論ノスベテガ、彼等ガ大勢上知ラズシテ北京説ヲ排シ、非講和論ヲ唱ヘ、袁ヲ惡罵シテ、拳國一致ノ感情ヲ蹂躪セルガタメニ、日本ハ戦乱ノ延引ヲ謀リテ、滿洲ヲ第二ノ朝鮮タラシメントスルモノナリトシ、彼等ガ曾テ日本政府ヲ左右シ得ルガ如ク広言セルガタメニ、實ニ日本政府が彼等ヲ放チテ煽動スルモノト、誤解セルヲ如何トモスル能ハズ、彼等ハ本國ニ於テモ、多ク有用ナラザル君子（分子カ）ナルハ論ナキモ、彼等ニヨリテ日本ノ輿論ハ誤ラレ、誤ラレタル輿論ガ直チニ当地ノ輿論ニ反響シ、全支那ニ憤然タル敵愾心ヲ起シツツアルニ於テハ、余ハ切ニ朝野ノ力ニヨリテ、本國ノ輿論ノ一変ヲ望マザルヲ得ズ、コノ電報ハ民立報編集局及ビ都督府ノ一覽ヲ経テ打電スルモノ、余ハ諸君ノ手ニヨリテ一変サレタル輿論ノ照電ヲ鶴首シテ待ツモノナリ、当地ノソレハ、余、返電ヲ待チ、責（任）ニ於テ努力スベシ、北」

袁を南京に來たらしめることこそ、革命達成のための必須条件とされながら、袁は終に南下せず、いま、却って革軍側自身、北京中心の国民統一を認めざるを得なかつた外的原因として、あたかもこの時点で企てられた日本側の滿蒙獨立運動があり、それが中国側の民族結集の意識を刺激したことは、前掲宋教仁の内田宛抗議によつても知られ、そこから延いて頭山等の「内政干渉」的な「南北妥協反対」は、干渉がその本意ではなかつたとしても、中国側は、日本の中国に対する「分裂政策」としての疑心を惹きおこす点を北は強調する。この点については、「東亞先覺志士記伝」中巻四五九頁の、

北が葛生に示した国民党機関紙の内容が、国民党側の、犬養・頭山に対する態度をよく示している。とすれば、前掲⑤の葛生の内田宛電文、「今大勢衰ニ向ヒ、排日感情甚シキハ」云々は、むしろ皮相的な理解という事になる。またこの⑦で、北が「第二ノ朝鮮」云々という点は、報告書簡の方にも見えた問題であり、既に夙く北が内田に対して批判的に与えた警告が、いまや事実として、両国間を誤りつつあることを示している。

## 6

以上、「宋教仁の渡日に関する電文一〇通」および「日本と革命政府間の関係についての電文六通」の紹介を終った。以下は「革命軍救援及び借款問題」に関する三通の電文、③④・③⑤・③⑥の紹介である。

③⑤一月二十六日発「五十万円借りテクレ、三人連名ノ証書、軍票担保、ワウカ(意味不明)日本ニユキ、外交機密費トシタシ、他ニ秘密、返マツ」

③⑥二月十七日発「余ハ天ノ力ニヨリテ、四国借款ノ役者ストレートヲ捕ヘントシツツアリ、必ず成功スベシ、支那ノ外交問題ハ即チ借款問題ナリ、革命党ノ真ノ援助者ハ日本ト米國ナルベク、広大ナル支那大陸ハ、米國ノ資本ニ依ラザレバ富裕ナル能ハズ、而シテ支那ノ富裕ハ日本顧客ノ富裕ナリ、余ハ、余ノ(コノカ)革命期ニ於テ、日本ト米國トヲ借款ニ於テ結合シ、満洲利権ノ威嚇タリシ米國資本ヲ一転シテ、「日米借款」ノ名ヲ以テ、日本ノ資本ト合同セシメ、革命政府ノ基礎トナサント欲ス、之レ革命政府ノ正義ヲ主トスル外交方針ニ基キ、日本ト米國トノ合同ハ東洋平和ノ保障ナリ、革命政府ハ、中央集権制ニヨリテ親日主義ナルト共ニ、共和政体タル故ヲ以テ親米主義ナルヲ免ルベカラズ、支那ハ日本ト米國トニ各異レル依頼スベキモノヲ有シ、日本モ米國モ各々支那ヲ私セント企ルコトハ不可能ニシテ且ツ無策極マル、余ニマデ、ココニ通牒セラレタル資本ノミニテモ、三千万円ニ上ルニ於テハ、余ハ之レヲストレートノ一億円ト合同セシメバ、日本権力者及ビ実業家ノ奮起ニヨリテ、彼ト同額、又ハ少クモ半額ニ達スベキヲ信ゼント欲ス、是

レ 中華民國ノ外交固是タルベク、或一人ノ力ヲ以テ成就サルベキニ非ザルガ故ニ、余ハ遣日全權代表宋教仁ノ同意ヲ求メテ、孫大總統ニ此方針ヲ貫徹スベキ決意ヲ確カメ、參議院ノ有力者、輿論ノ指導者、及ビストレート氏ノ希望スル伍廷芳ニモ、同意ヲ得ント欲ス、己ニ運動ニ着手、赤心冀クハ三國政府ニ通ゼン、四國借款ノ如キ浪費ニ非ズ、「国立銀行兌換準備金」トシテ求ム、二億ノ基金アラバ、信用貨幣國タル支那ハ、優ニ十億ノ紙幣ヲ發行シテ、直チニ根本的財政整理タルベク、日米手ヲ執ッテ新支那ノ建設者タルベシ、此ノ意ヲアラカジメ権力者ニ通ゼヨ、条件大凡ソ四ヶ國借款位ノ見込、北」

(53)三月十二日發「小美田氏ノ五十万円ト、大阪ノ二十万円ハ黎元洪ニ向ケタシ、各々大至急出發サセテクレ、何時立ツ、スグヘン、北」

なお、以上と無関係と思われるが、次の一通を附記しておく。

(58)四月二日發「統一政府成立ノ見込ナキガ、コノ際、代表者ヲ貴地ニ連レ、根本問題、資金問題相談スル必要アリ、時期迫ル、ヘンデン、佐藤」

(53)と(58)は一連の内容のものであるが、詳細は目下のところ不明である。(43)は、ほぼ「外史」の「十二」の「米國借款の執達吏」の項に關聯する電文である。「外史」に見られる北の辛亥革命觀は、一面その電文にもいっているように、「支那の外交問題は即ち借款問題なり」である。辛亥革命勃發の直接動機は、盛宣懷の英米独仏四國借款に対する輿論の激昂にあり、孫文の臨時大總統辭任もその一因は漢冶萍三井借款に対する、中國國民の憤激と孫文忌避にありと北は考えている。そしてさらに日本に対して信頼を置くことで、自ら独立のため苦闘しつつある革命軍に対して、日本は武器供与で彼等を裏切り、日露協約と滿蒙獨立運動によって彼等を怒らせ、内政干渉的行為によって三度、中國親日派をすら失望させた上、いままた英米独仏の四ヶ國借款國側に馳せ加わって四度びこれを裏切らんとしつつある。「ああ度すべからざる亜細

匪の盟主よ」、「明白に財政的亡国の陥穽たる彼の六国借款団に参加することを以って、自ら保全主義に忠実なる者の如く信ぜしは何たる無智ぞ」。この借款は、はじめ袁世凱に対する英米独仏四国借款団として成立したものであるが、これに日露が参加し、翌年、米国の脱退によって、「英国本位の五国借款団」となったものである。北は、この英国願使下における日本外交の懦弱に我慢ならない。「不肖が楊子江流域における英国の所謂優越権を否認せんと欲するは、彼及び列強の支那に加へつつある経済的侵略を保全主義の名に於て許容する能はざるがためなり。」「日本の正義と強力は、今日英國の資本に支那の將に屠殺されんとしつつあるを觀て、其保全主義の勵行に怯懦なるべきか。」「英國の資本が支那を半ば亡くに陥れつつある今日、日本は終に英國の随伴より脱する能はざるか」。そしてこの日英關係は、終には中国國民をして、日本を去り、英國にゆかしめる結果とならう。「彼等國民は、…卑劣なる豺狼の盟主に望を囁するよりも、日本を圧迫願使しつつある英國の危險なる保全策に依頼するの遙かに危險なきを見たり。」「英國は日本を驅使しつつ誹謗することによりて、全支那の景仰を受けたり。」「支那に指導権を強要したる日本の上に、英國の指導権あり」。革命政府と結合すること、新中國に対する優越権確保の可能性を掌握していると確信する北として、英國の中國支配の優越を無力ならしめる新借款を日本の側から提唱する必要がある、その成功は、日本對華外交の勝利を意味するものであった。この点が<sup>(4)</sup>の日米合資の對華借款提唱の背景に存立した。「アジアモンロー主義者」である北として、モンロー主義のアメリカに好意をもったともいえるが、この時点での真意は、やはり、日本の借款能力をいま一度、日中間の信頼關係に転用したい希望と、滿州における將來の日米關係の對立の萌芽を、對中華援助の形に振替えて調整したい希望があつて、この電文にもそれは示されている。

當時において悪化してゆく日中關係の重要な外交問題が、日英同盟と日露協商にあり、そこから生ずる日本の對中政策の自己矛盾、即ち中國保全主義に對する、資本主義的侵略と軍事的な滿蒙分割の旧路線を、いかにもして變更し革命して、日中不可分の關係を作り出したというのが、現地における当事者としての北の念願であつた。

以上が内田家所蔵辛亥革命電文集五十八通、内、北一輝関係推定三十六通（正確に北発電と判明するもの二十八通、推定八通）その他についての、ほぼ全面的な紹介である。

昭、四六・五・一〇稿

本稿は福岡ユネスコ協会企画「九州文化総合研究」の一部をなすものである。資料提供者内田家に対して深甚の謝意を表すものである。

## On "The Collection of Ikki Kita's Telegrams" in the Chinese Revolution of 1911

Yōtarō NISHIO

The present writer reviewed the Ikki's letters on the Revolution of 1911 in China (Hsin Hai Ko Ming) addressed to Ryohei Uchida in "The SHIEN" (Aug. 1971). In this issue the writer made a further review of his 36 telegrams during the Revolution, which were sent to Ryohei Uchida for five months from October, 1911 to the next march.

These telegrams show the fact that Kita was closely connected with Sun Chiao Jên during the Revolution. Several points on the telegrams are note-worthy. (1) The early process of the Revolution in which both Kita and Sun participated with the same standpoint. (2) The fact that Kita had taken the initiative to the revolutionary army in the early stages of the Revolution. (3) The advices and comments which Kita gave on the foreign policy of Japan. (4) Kita's serious desire to establish the "epochmaking" friendship between Japan and China through his advices and comments; and Kita's political intention to remove the colonial rule of England to China.

Further the writer should like to add that he contributed to this issue the unpublished data, including that Mitsui Products Company (MITSUI BUSSAN K.K.) granted a loan of 300,000 to the revolutionary army in China.